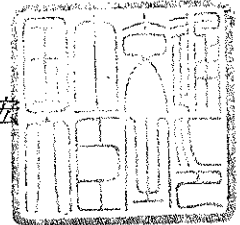




国海人第148号
平成25年 1月 9日

交通政策審議会
会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣
太田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項（昭和23年法律第130号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第167号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
庄山汽船有限会社	広島県南区宇品海岸二丁目15番17号	1
共和水産株式会社	鳥取県境港市栄町65番地	1